

柏原市農作物鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、イノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害を防止し農業経営の安定に資するため、複数の農家（以下、受益農家という。）が共同で実施する有害鳥獣被害防止施設等の設置に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 前条に規定する補助金の交付対象は、次に掲げる有害鳥獣被害防止施設等の資材購入で、原則として、受益農地面積が一団で概ね5アール以上あるものとする。

- (1) 電気柵(ポール、電線、バッテリー等を含む。)
- (2) トタン柵(杭等を含む。)
- (3) 金網柵(杭等を含む。)
- (4) その他協議会が特に必要と認めたもの

2 補助金の交付対象者は、市内で生産される農作物について積極的な営農活動を展開しており、有害鳥獣による農作物被害が著しいと認められる農家及び農業生産法人（農地集積化促進事業で利用権の設定を受けている法人を含む。以下、「法人等」という。）で、下記の要件に該当しているものを対象とする。

- (1) 被害を受けている農地が柏原市域にあること。
- (2) 被害農地で生産される農産物が自家消費でないこと。
- (3) 農家にあつては、主たる住所地在が柏原市内にあること。また、法人等にあつては、市内に主たる事業活動の拠点があること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める資材購入費の2分の1以内の額で、毎年度予算の範囲内で協議会が決定する。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、柏原市農作物鳥獣被害防止対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 施設詳細図
- (3) その他協議会が必要とする書類

(補助金交付決定)

第5条 協議会は、前条の規定による申請があったときは、現地確認及び、ヒアリングを実施し、申請者ごとに必要な資材を取りまとめるものとする。

2 申請者ごとの資材の数量を確定させ、共同購入のための見積もり合わせをおこない、納入事業者を確定し事業費及び補助金額を決定する。

3 各申請者から補助金額を差し引いた金額を負担金として徴収する。

(補助金不交付決定)

第6条 協議会は、第4条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、不相当と判断したときは、柏原市農作物鳥獣被害防止対策事業補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の変更申請)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の内容等に変更事由が生じたときは、柏原市農作物鳥獣被害防止対策事業補助金変更交付申請書を提出しなければならない。

2 協議会は、前項の変更申請があったときは、変更申請の内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の金額を変更するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、柏原市農作物鳥獣被害防止対策実績報告書を協議会に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 協議会は、補助金の交付を受けた者が次の各号の1に該当するときは、補助金の交付の決定を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 協議会は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。